

公金紛失事案に関する調査報告書（最終報告）

平成 30 年 6 月

不適切な事務処理に関する調査委員会

鎌 倉 市

目 次

1	事案の概要と経過	1
2	現金の保管状況	1
3	つり銭管理の内部調査の結果	1
4	公金を取り扱っている重要性の認識について	3
5	亡失額の賠償と職員の責任及び処分について	3
6	再発防止に向けた改善策	6
7	検証専門員の意見	8
8	まとめ	9

【資料】

資料1 職員の賠償責任に関する監査の請求について（写）

資料2 職員の賠償責任に関する監査の監査結果について（写）

1 事案の概要と経過

市民課では、窓口で住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書等交付に伴う手数料を収納する事務を行っています。これらの手数料を収納する事務は、現金出納員又は現金分任出納員である市民課の常勤職員、再任用職員及び事務補助嘱託員が会計管理者から委任され、行っています。この収納事務を行うにあたり、年度当初に会計課からつり銭の交付を受け、それぞれの用途別に管理、保管して使用しています。

平成 29 年 10 月 19 日に、このつり銭用として管理、保管している現金のうち 3 万 5 千円が紛失していることが判明しました。両替時の誤りや他の書類への混入による紛失等の可能性を考え、速やかに搜索、調査を行いました。現金の発見には至りませんでした。

このため、故意に抜き取られた可能性も否定できないことから、10 月 20 日及び 10 月 23 日に鎌倉警察署に状況を説明した上で、10 月 24 日に鎌倉警察署へ盗難事件として被害届を提出しました。

2 現金の保管状況

つり銭として交付を受けた現金は、次の表のとおり、用途に応じて 7 種類に分けて管理、保管していました。

【市民課つり銭現金管理状況】

保管	内容	保管金額	紛失額	発覚日	最終確認日
手提げ金庫1	① 平日用つり銭	50,000円	0円		
	② マルチコピー機用つり銭	20,000円	0円		
	③ 土曜日用つり銭	50,000円	20,000円	10/19(木)	10/16(月)
	④ 両替用予備現金	100,000円	15,000円	10/19(木)	10/18(水)
手提げ金庫2	⑤ 守衛用つり銭	20,000円	0円		
その他	⑥ 郵送請求用つり銭	50,000円	0円		
	⑦ 市民サービスコーナー用つり銭	30,000円	0円		
	合計	320,000円	35,000円		

今回、紛失した現金は、③土曜日用つり銭のうち 2 万円、④両替用予備現金のうち 1 万 5 千円の計 3 万 5 千円でした。

なお、紛失した現金の金種については、③土曜日用つり銭は、現金の金種を把握していたことから 5 千円札 4 枚の紛失を確認していますが、④両替用予備現金については、現金の金種を予め確認していなかったため、金種は不明です。

3 つり銭管理の内部調査の結果

事案発覚後は、警察への捜査協力を踏まえた職員への聴き取り調査を、警察及び不適切な事務処理に関する検証専門員（以下「検証専門員」という。）の助言を基に、平成 29 年 10 月 27 日～11 月 2 日の間に職員 47 名（平成 29 年 10 月 1 日異動者含む）に対して実施しました（市民サービスコーナー職員、マイナンバーカード交付事務を行う臨時的任用職員、休職・育休中の職員を除く）。

聴き取り調査により判明した事実は次のとおりです。

(1) 現金を取り扱う職員

市民課では、課長が現金出納員、常勤職員、再任用職員及び事務補助嘱託員が現金分任出納員に任命されており、現金を取り扱う資格を有しますが、窓口での証明書等交付手数料徴収を除き、手提げ金庫内の現金の取扱い及び会計課貸金庫への移送等は、常勤職員が行っていました。

(2) 現金の保管状況及び点検頻度

ア 手提げ金庫 1

手提げ金庫 1 は、毎朝、常勤職員が会計課貸金庫から市民課へ移送し、業務終了後は、常勤職員が会計課貸金庫へ移送していました。

①平日用つり銭 5 万円は、毎朝、常勤職員が金額を点検の上、レジスター内に投入し、業務時間中はレジスター内で管理していました。業務終了後、全額を回収し、当日の手数料及びつり銭分の 5 万円を集計・点検・分類し、手提げ金庫 1 に収納していました。

②マルチコピー機用つり銭は、毎朝、常勤職員が金額を点検の上、マルチコピー機内にセットし業務時間中はマルチコピー機内で管理していました。業務終了後、全額を回収し、当日の手数料及びつり銭分の 2 万円を集計・点検・分類し、手提げ金庫 1 に収納していました。

③土曜日用つり銭及び④両替用予備現金は、手提げ金庫 1 に保管のまま、日中は執務室内の事務機の引き出しで、施錠せずに保管していました。業務時間中は、レジスター内現金の金種不足を補うため、常勤職員が 1 日数回、④両替用予備現金にて両替を行っていました。

このうち、③と④の現金は、日々の金額の増減がないため、毎日の金額の点検は行っていませんでした。

イ 手提げ金庫 2

⑤守衛用つり銭は、夜間守衛室での証明書予約交付用つり銭として、毎日、業務終了後に常勤職員が金額を点検の上、守衛室に移送し、翌朝（翌開庁日）に守衛が市民課へ移送し、常勤職員が金額を点検の上、受領していました。日中は、市民課執務室のキャビネット内で、施錠せずに保管していました。

ウ その他

⑥郵送請求用つり銭は、会計課貸金庫の閉鎖時間に間に合わないことから市民課執務室に設置されている耐火金庫内で保管していました。

⑦市民サービスコーナー用つり銭は、毎朝、再任用職員が大船ルミネウィングの守衛室内金庫から市民サービスコーナーへ移送し、レジスター内に投入し、業務時間中はレジスター内で管理していました。業務終了後、全額回収し、当日の手数料及びつり銭分の 3 万円を集計・点検・分類し、大船ルミ

ネウイングの守衛室内金庫へ移送していました。点検は毎日、業務開始前及び業務終了後に行っていました。

(3) つり銭の金種不足時の両替の実態

市民課では、日々、多くの証明書等を交付していることから、その交付手数料徴収に伴い、つり銭の金種が徐々に不足し、両替の必要性が生じます。

こうした金種は、手数料等による収納金を両替することで確保していましたが、日々の業務において、額面が大きい金種で手数料を支払われる方が多い場合などは、あらかじめ用意していた金種では対応できない場合があります。その際、業務に従事する職員が、不足した金種を確保するため、自らの現金で必要な金種の両替を行ったり、庁外の銀行窓口の両替機で両替を行ったりしていましたが、上司である当時の市民課長及び市民課担当係長（前市民課担当係長を含む。以下同じ。）は、その実態を把握しておらず、適切な業務指示を行っていない状況でした。

つり銭の金種不足が生じた場合、平成 21 年 9 月 25 日までは、市役所本庁舎内の銀行派出所において、両替を行っていましたが、現在は、銀行法に基づく派出所の規定上、両替業務を行うことができなくなっています。このため、会計課では、各課の両替の頻度を減らすため、現金出納員からの申請を受けて、つり銭の追加交付を行っており、市民課においても平成 25 年度に会計課から 10 万円のつり銭の追加交付を受けましたが、根本的な解決には至らず、不適切な両替の実態が生じていました。

4 公金を取り扱っている重要性の認識について

市では、窓口等における収納金等の公金管理に対する不適切な事務処理を契機として、平成 28 年 9 月に「鎌倉市公金取扱基本マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を策定し、公金管理に係る不適切な事務の改善を図ってきたところです。

マニュアルでは、業務開始時及び業務終了時につり銭の交付額とつり銭現金を複数人で確認することが定められています。しかし、市民課では一部のつり銭（③土曜日用つり銭、④両替用予備現金）については、不定期の確認となっており、その確認も複数人で行っていませんでした。

また、マニュアルでは、つり銭は、業務時間中についてはレジスターや手提げ金庫、業務時間外については会計課貸金庫又は職場の金庫等、いずれも施錠できる安全な場所で保管することが定められていますが、市民課では、業務時間中、施錠せずに保管していました。

このように、公金に対する管理体制が不十分であったとともに、職員個人による両替についても、公金を取り扱っているという重要性の認識が欠如していました。

5 亡失額の賠償と職員の責任及び処分について

(1) 亡失した現金の補填について

平成 29 年 12 月 11 日付けで、亡失した現金が入っていた手提げ金庫を業務で

扱っていた市民課常勤職員 12 名から、現金出納員及び現金分任出納員の責任を痛感し自主的に亡失額を補填したい旨の申し出があり、平成 29 年 12 月 13 日付けで全額が納付されたことを確認しました。

(2) 賠償責任

ア 現金出納員及び現金分任出納員の賠償責任

地方自治法（抜粋）

（職員の賠償責任）

第二百四十三条の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一 支出負担行為

二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三 支出又は支払

四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によつて生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

鎌倉市財務規則

（出納職員の責任）

第35条 現金出納員、現金分任出納員及び第91条の規定により資金の前渡を受けた者が職務上保管する現金を亡失したときは、自ら事務を執らなかつたことを理由として法第243条の2の規定の適用を免れることはできない。

現金等の亡失があつた場合の現金出納員及び現金分任出納員の賠償責任は、地方自治法第 243 条の 2 及び鎌倉市財務規則第 35 条で規定しており、特に現金の場合は、重大な過失であることを要せず、単なる過失でも賠償責任を求

められることになっています。

市民課では、つり銭現金について、マニュアルで定めた方法による確認及び保管を行っていませんでした。マニュアルに沿った事務執行を怠っていた要因は、公金に対する管理体制が不十分であったとともに現金出納員及び現金分任出納員として公金を取り扱うことの重要性の認識が欠如していたもので、その結果、つり銭の一部を亡失するという事態を招き、市に損害を与えることとなりました。

そのため、地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定により、亡失した現金が入っていた手提げ金庫を業務で扱っていた市民課の現金出納員及び現金分任出納員の合計 12 名に対する賠償責任の有無及び賠償額の決定について、平成 30 年 2 月 1 日付けで、市長から監査委員に対し、「職員の賠償責任に関する監査の請求について（写）」（資料 1）のとおり監査を求めました。

イ 監査の監査結果について

監査請求の結果、平成 30 年 3 月 27 日付けで監査委員から「職員の賠償責任に関する監査の監査結果」が提出されました。

これによると、賠償責任の有無については、「本監査請求の対象職員 12 名は、いずれも現金出納員ないし現金分任出納員であり、これらは地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定される職員に該当する。しかし、対象職員 12 名からは損害を補填したい旨の申し出があり、市の損害は補填されたことが確認されている。このことから、本監査請求における賠償の責任はないものと判断する」こと、また、損害賠償額については「市の損害は亡失したとされる現金 35,000 円であり、この損害は本監査請求の対象職員 12 名によって補填されており、このことは納付書等により確認された。従って、損害賠償額はないものと判断する」ことが示されました。

市としては、この監査結果を受け、地方自治法に基づく賠償請求は行わないこととしました。

なお、監査結果に関する詳細は、「職員の賠償責任に関する監査の監査結果について（写）」（資料 2）のとおりです。

(3) 職員に対する処分等

これまでの調査の結果を踏まえつつ、公金紛失に起因する不適切な事務処理を行った当時の市民課長、市民課担当係長に対する措置について、平成 30 年 4 月 16 日付けで鎌倉市職員考査委員会（以下「考査委員会」という。）に諮問し、4 月 24 日の考査委員会の審議を経て、5 月 14 日付けで得た答申を踏まえ、処分について検討を行いました。

考査委員会からの答申では、「生活保護費に関する不適切な事務処理、これを契機とする準公金等の不適切な管理の発覚という経過を踏まえ、平成 28 年 9 月にマニュアルが作成され、これに関する研修が行われた経過からすると、全ての

職員に対し、公金管理に関する明確なルールが示されていたというべきであり、市民課長は、マニュアルに従った事務処理がなされているか確認をするとともに、マニュアルに沿った処理をするよう指導する職責を負っていたと考えられる。

しかし、市民課においては、業務開始前及び業務終了時の現金の確認、施錠できる安全な場所での保管という2点において明らかにマニュアルに反する処理がなされていたのであるから、管理職としての職責を果たしていなかったというほかになく、公金管理に関して市民から厳しい目が向けられていることを考慮すると、その責任は決して軽いものとは言えない。しかしながら、公金管理に関する他の事案と比較すると、ルール違反の程度が著しいものであったとまでは言えないので、戒告処分に処するのが相当である。」「市民課担当係長は、直接監督責任を問われる立場であったとは言えず、実際の勤務状況、公金の管理状況について直接把握していたとは言えない等の事情からすると、懲戒処分に処することは相当ではないが、公金の管理については、職員全てが自覚を持って行動することが期待されているのであり、担当係長の立場にある以上、管理状況は積極的に把握するよう努めること、さらには、その取扱いに問題があれば課長に意見を述べることを期待されているというべきであり、担当係長としての職責を十分に果たしていたとは言えないので、将来に向けて注意を喚起するため、行政措置をとる必要があるのではないかと思料する。」とされました。

この答申を踏まえ、6月7日付けで、当時の市民課長に対しては戒告処分、市民課担当係長に対しては、嚴重注意又は口頭注意の行政措置を行いました。

6 再発防止に向けた改善策

(1) 管理体制における改善策

ア 現金の点検方法の見直し

全ての現金を毎日業務開始前と業務終了後の2回、複数人により点検するとともに日々の点検において点検者名、点検日時を記録することに改めました。

イ 鍵の管理徹底

会計課貸金庫及び市民課内耐火金庫、マルチコピー機、レジスターの4種の鍵は課長が管理し、課長の不在時は、課長補佐又は担当係長が管理することとしました。また、鍵を使用する時は、課長の許可を得ることとし、課長の不在時は、課長補佐又は担当係長の許可を得ることとしました。許可を得て鍵を使用する際は、貸出簿に記載することとしました。

ウ 日中のつり銭管理

市民課のつり銭を32万円から22万円に減額するとともに、①平日用つり銭と③土曜日用つり銭を合わせて10万円とし、日中は全て高機能レジスター内で管理することとしました。

エ つり銭金種不足への対応

会計課において常時両替用の現金を用意し、金種が不足した際には、随時会計課で両替ができるように改めました。

オ 防犯カメラの設置

防犯効果及び現金の紛失等が発生した場合に備え、市民課のレジ周辺及び会計課の金庫出入口付近をモニター対象とする、防犯カメラを設置しました。

(2) 職員の公金取扱いの意識に関する改善策

公金管理に係る不適切な事務の改善を図るため、平成 28 年 9 月にマニュアルを策定しましたが、今回の市民課公金紛失事案に伴う聴き取り調査でも、マニュアルの周知徹底が図られていないことが判明しました。公金を取り扱う重要性の認識を徹底させるため、また、コンプライアンス推進の観点から、市民課常勤職員を対象に平成 29 年 11 月 30 日及び 12 月 26 日に研修を実施したほか、現金出納員、現金分任出納員を対象に、外部講師（他の自治体において会計課長、財政課長等の経験者）を招き、平成 30 年 2 月 27 日及び 3 月 9 日に研修会を実施しました。

また、当該研修会に参加できなかった本庁職場の現金分任出納員については、現金出納員が研修内容を伝えることとし、本庁職場以外の現金出納員、現金分任出納員には、後日、会計課及びコンプライアンス課の職員が各施設に出向き個別の勉強会を実施しました。

平成 30 年度からは、4 月 1 日付けの人事異動に伴い、現金出納員、現金分任出納員を任命された職員を対象に研修会を実施することとし、今年度は 5 月 10 日及び 11 日に研修会を実施しました。

(3) マニュアル整備など更なる改善策

現在のマニュアルは、生活保護費の盗難や、収納金の過不足時の統一的な対応方法等が定められていなかったことを受け、不適切な事務の発生をなくし公金事故を防止するため作成しました。当該マニュアルは、随時改定を行うことを想定しており、本事案を踏まえ、一部内容を改定しました。主な改定内容としては、収納事務に関する語句の整理を行うとともに、これまでマニュアルに掲載していなかった「手提げ金庫の入出庫及び会計課貸金庫等の鍵の取扱い」について追加しました。今後も実務に即して、必要に応じて見直しを図ってまいります。

また、マニュアルは、全庁的な視点から公金の基本的な取扱い方を示したものであり、公金を取り扱うそれぞれの職場によって、保管場所や現金の取扱時間（窓口対応時間）等が異なることから、各職場においては、マニュアルを基本としつつ、全ての職員が同一的な手順で実施できるよう、各課専用の取扱手順の作成を義務付けました。

7 検証専門員の意見

検証専門員には、事案発生後の関係職員への聴き取り調査について、聴き取りの項目の作成、聴き取り方法、調査の対象者の選定等で指導をいただいたほか、警察の捜査への協力に必要な資料の作成等で助言を得ました。また、再発防止策等について、次の意見や助言をいただいています。

- 職員が犯行を疑われる事案が発生したことは大変残念であるが、その背景に過去の事案を踏まえて作成されたマニュアルが活かされていないことが明らかになった。当然のことながら、マニュアルを作成するだけで事務のミスが無くなるわけではなく、職員一人ひとりがその内容を理解すべきであり、職員個々の一層の意識付けが必要と感じる。
- また、所管事務について、指導監督する立場にある管理職は、担当者任せにすることなく、実情把握に努めることが必要である。
- 今回の事案を踏まえて、様々な再発防止策を打ち出しているが、打ち出すだけで満足することなく、これらを着実に実行することで、初めて再発防止につながる。
- 盗難事件の解決に向けては、市の内部調査では限界があることから、引き続き警察の捜査に全面的に協力していくことが望ましい。

【不適切な事務処理に関する検証専門員】

江 崎	澄 孝	氏	(元神奈川県警察生活安全部長)
田 沢	剛	氏	(弁護士)
櫻 井	喜久司	氏	(弁護士)

8 まとめ

本件につきましては、事務執行の実態を当時の市民課長や市民課担当係長が把握せず、公金管理を部下に任せたままにしており、公金を取り扱う職員が危機感や慎重さを持つことなく、安易に前例踏襲型の事務処理を行っていました。

鎌倉市監査委員からの監査結果においては、「マニュアルや研修などで知識を得る機会を持って、職員個々がこれを自分のものとして活かそうという意識を持たなければ、結局は慣例に流されてしまい、人は組織の歯車のひとつとなってしまう。そういう状況が、無意識のうちに、大きなトラブルを引き起こすことにつながりかねない。本件の当事者のみならず、全職員が同様の事案の撲滅に向け取り組むことを強く望むものである。」との意見が付されています。

さらに、検証専門員からは、再発防止には、この調査報告で示した改善策を着実に実行することが重要であり、職員には一層の意識付けを行うことが必要であるとの意見をいただきました。

生活保護費の亡失以降、全庁的に公金管理に係る不適切な事務の改善を図ってきたにもかかわらず、それらが活かされなかったことを重く受け止め、鎌倉市監査委員及び検証専門員の御指摘も踏まえながら、改善策を着実に実行するとともに、引き続き、同様の事案の再発防止に向けた取組みを進めてまいります。

なお、本件は、盗難事件として被害届を提出しておりますが、現在までに犯人の特定には至っていないことから、捜査を所管する鎌倉警察署に確認を行いました。平成30年6月4日時点で新たな情報は得られていない状況です。

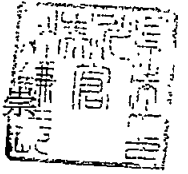
検証専門員からは、盗難事件の解決にあたっては、内部調査では限界があることから引き続き、警察の捜査に協力していくことが望ましいとの意見をいただいております。今後も、警察の捜査に全面的に協力してまいります。



鎌地第 1075 号
平成 30 年 2 月 1 日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎 様
同 久坂 くにえ 様

鎌倉市長 松尾



職員の賠償責任に関する監査の請求について(依頼)

地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定に基づき、職員の賠償責任に関し次のとおり監査を求めます。

記

1 監査を請求する事項

市民課における公金紛失事案に関し、現金出納員及び現金分任出納員として職務上保管する現金を亡失した職員に対して次のとおり賠償請求を行うことについて、賠償責任の有無及び賠償額の決定に係る監査を請求するものです。

2 監査請求の趣旨

本監査請求は、市民課業務において現金出納員及び現金分任出納員の任命を受けている職員のうち、亡失した現金が入っていた手提金庫を業務で扱っていた 12 名について、現金出納員、現金分任出納員として公金を適切に管理する上での過失が現金を紛失する要因となり、市に損害を与えたと認められることから、地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定に基づき賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めるものです。

3 事件の概要及び事実経過について

市民課では、各種証明書交付に伴う手数料等を収納する事務について、市民課職員が現金出納員又は現金分任出納員として会計管理者から委任されています。その事務を行うに当たり、会計課からつり銭として現金 32 万円の交付を受け、これを執務室内の手提金庫において、用途に応じて①平日用つり銭、②マルチコピー機用つり銭、③土曜日用つり銭、④両替用予備現金の 4 つに分けて保管・管理していました。

本事案は、③土曜日用つり銭内から 20,000 円、④両替用予備現金内から

15,000 円の合計 35,000 円が紛失していることが平成 29 年 10 月 19 日に判明したものです。すぐに捜索、調査を行ったが発見には至らなかったことから同年 10 月 24 日に鎌倉警察署へ盗難事件として被害届を提出しました。

本市では、窓口等における収納金等の公金管理に対する不適切な事務処理が行われていた事実が判明したことから、平成 28 年 9 月に「鎌倉市公金取扱基本マニュアル」を策定し、公金管理に係る不適切な事務の改善を図ってきたところです。

しかしながら、同マニュアルで、業務開始時及び業務終了時につり銭の交付額とつり銭現金を複数人で確認することが定められていたにもかかわらず、市民課では今回紛失した③土曜日用つり銭及び④両替用予備現金については、不定期の確認となっており、定められた方法による確認を行っていなかったことが判明しました。また、つり銭は、業務時間中についてはレジスターや手提金庫など施錠できる安全な場所で保管することが同マニュアルにおいて定められていたにもかかわらず、市民課では、業務時間中、つり銭を施錠せずに保管していたことも判明しました。

さらに、こうした事務執行の実態を課長と担当係長が把握せず、公金の管理を部下に任せたままにしていたことも判明しました。

このように同マニュアルに沿った事務執行がされていなかった要因は、公金を管理する職場の体制が不十分であったこと、現金出納員及び現金分任出納員として公金を取扱うことの重要性の認識が欠如していたことが原因と考えられます。その結果、つり銭の一部が亡失するという事態を招くこととなり、市に損害を与えたと思料されることから、地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定により、市民課の現金出納員及び現金分任出納員のうち別紙「対象となる現金分任出納員一覧」の 11 名に対し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めるものです。

4 対象となる職員について

(1) 現金出納員 市民課長 XXXXXXXXXX

(2) 現金分任出納員

市民課には 39 名(正規職員 25 名、事務補助嘱託員 14 名)の現金分任出納員がいますが、亡失した現金が入っていた手提金庫を業務で扱っていたのは別紙「対象となる現金分任出納員一覧」の 11 名です。

5 亡失した現金の補填について

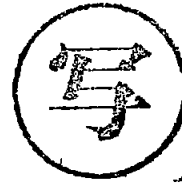
亡失した 35,000 円については、平成 29 年 12 月 11 日付けで、本件の対象である市民課職員 12 名から、現金出納員及び現金分任出納員としての責任を痛感し自主的に亡失額を補填したい旨の申し出があり、12 月 13 日付けで全額が

納付されました。

6 添付資料

- (1) 「対象となる現金分任出納員一覧」
- (2) 不適切な事務処理に関する調査員会 公金紛失事案に関する調査経過報告書(中間報告)

対象となる現金分任出納員一覧



	氏名	役職等
1	██████████	市民担当担当係長
2	██████████	市民担当担当係長
3	██████████	主事
4	██████████	主事
5	██████████	主事
6	██████████	
7	██████████	
8	██████████	
9	██████████	
10	██████████	
11	██████████	



鎌 監 第 476 号
平成 30 年 3 月 27 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 久坂 くにえ



職員の賠償責任に関する監査の監査結果について (提出)

地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定に基づき監査を実施したので、監査結果報告を提出します。



職員の賠償責任に関する監査結果

平成30年3月27日

鎌倉市監査委員

第1 請求概要

1 請求人

鎌倉市長 松尾 崇

2 監査請求書の受理

平成30年2月1日

3 監査請求の要旨

本監査請求は、市民活動部市民課における公金紛失事案に関し、現金出納員である市民課長及び現金分任出納員である市民課職員11名については、現金出納員ないし現金分任出納員として公金を適切に管理する上での過失が現金を紛失する要因となり、市に損害を与えたと認められることから、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めるというものである。

更に、当該監査請求書には、前述の現金出納員及び現金分任出納員が責任を痛感し自主的に亡失額を補填したい旨の申し出があり、平成29年12月13日付けで亡失額の全額が納付されたとの記述がある。

第2 監査の実施

1 監査の期間

平成30年2月1日（木）から平成30年3月27日（火）まで

2 監査の実施方法

監査の実施に当たっては、今回の監査請求の添付資料として提出された不適切な事務処理に関する調査委員会による「公金紛失事案に関する調査経過報告書（中間報告）」に基づき、その内容の検証を行うとともに、事実関係、亡失及び補填された経過がわかる資料の提出を受け、調査を実施したものである。

第3 監査の結果

1 結論及び判断理由

(1) 損害を被った事実について

不適切な事務処理に関する調査委員会による「公金紛失事案に関する調査経過報告書（中間報告）」の調査内容について確認したところ、本監査請求のとおり、公金紛失事案に関しては、市が損害を被った事実が認められた。

(2) 賠償責任の有無について

本監査請求の対象職員 12 名は、いずれも現金出納員ないし現金分任出納員であり、これらは地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定される職員に該当する。しかし、対象職員 12 名からは損害を補填したい旨の申し出があり、市の損害は補填されたことが確認されている。このことから、本監査請求における賠償の責任はないものと判断する。

(3) 損害賠償額について

市の損害は亡失したとされる現金 35,000 円であり、この損害は本監査請求の対象職員 12 名によって補填されており、このことは納付書等により確認された。従って、損害賠償額はないものと判断する。

2 事実の確認

(1) 亡失した経過

市民課では、各種証明書交付に伴う手数料等を収納する事務について会計管理者から委任されており、市の会計から保管金としてつり銭支払準備金の交付を受け、管理及び保管して使用している。このつり銭支払準備金は市民課で一定の期間、つり銭用途として預かるが、その用途終了後に、市の会計に戻されるものである。

平成 29 年 10 月 19 日に、このつり銭支払準備金のうち、35,000 円が不足していることが判明し、捜索や調査を行ったが発見には至らなかった。故意に抜き取られた可能性も否定できないことから、市は同年 10 月 20 日及び 10 月 23 日に鎌倉警察署に状況を説明、相談した結果、同年 10 月 24 日に鎌倉警察署へ盗難事件として被害届を提出した。

(2) 補填に至った経過

平成 29 年 12 月 11 日付けで、市民課長（現金出納員）から、本監査請求の対象職員である現金分任出納員の市民課職員 11 名の自筆の署名を添えて、亡失額を補填したい旨の申出書が提出された。市としてこの申し出を受け、民法上の過失責任がある者からの弁済として受領したことは、平成 29 年 12 月 12 日付け市長決裁の存在により確認ができた。

この決裁を受けて発行された納付書により、同年 12 月 13 日付けで 35,000 円が納付された。なお、当該納付書は、宛先が市民課長他 11 名、また、摘要欄に市民課公金亡失に係る申出に伴う補填金と記載されていた。

第4 意見

本市では、平成27年8月に発生した生活保護費の亡失以降、全庁的に公金事故防止に向けた様々な対策がとられた。平成28年9月に鎌倉市公金取扱基本マニュアルが作成されたこともその一つである。また、監査委員としても、これまで機を捉えて、安易な前例踏襲を行わないように繰り返し述べてきた。特に、本亡失事件の直前に提出した平成28年度決算等審査意見書の中では、「情報セキュリティポリシー遵守に係る事務処理や公金等の管理については、前例踏襲に走ることなく原理原則に照らして慎重に対応することを強く望む」と述べたばかりであった。それにもかかわらず、本件では、事務執行の実態を課長や担当係長が把握せず、公金の管理を部下に任せたままにしていたとのことであった。これは、公金を取り扱う職員が何ら危機感や慎重さを持つことなく、従前からの方法で漫然と事務処理を行ってきたことを示すものであり、組織の隅々まで意識が浸透していなかったというほかない。

マニュアルや研修などで知識を得る機会を持って、職員個々がこれを自分のものとして活かそうという意識を持たなければ、結局は慣例に流されてしまい、人は組織の歯車のひとつになってしまう。そういう状況が、無意識のうちに、大きなトラブルを引き起こすことにつながりかねない。

本件の当事者のみならず、全職員が同様の事案の撲滅に向け取り組むことを強く望むものである。

鎌倉市不適切な事務処理に関する調査委員会

(事務局) 行政経営部コンプライアンス課

電話 0467-23-3000